

- (2) 10月10日、共済組合に対し、早期の支払いを行うよう依頼した。また、各農業協同組合に対し、農協が所有する共同利用施設に被害が発生した場合は、報告するよう依頼。

〈農林水産部 団体指導課 043-223-3074〉

- (3) 台風通過後、13日、14日にかけて、農業事務所、林業事務所、水産事務所、漁港事務所の職員が現場に赴き、被害状況の確認を行い、その後、速やかに集計作業を実施。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- (4) 搾乳機器の貸し出し

停電が続き通常の搾乳機器が使用できない酪農家に対して、小型の搾乳機器一式を貸し出した(千葉県みるく農業協同組合及び安房農業協同組合を通じて、酪農家に搾乳機器3セットを貸与)。

〈農林水産部 畜産総合研究センター 043-445-4511〉

- (5) 10月25日の大雨対応

25日の大雨に係る被害について、26日、27日にかけて、農業事務所、林業事務所、水産事務所、漁港事務所の職員が現場に赴き、被害状況の確認を行い、その後、速やかに集計作業を実施。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- (6) 中小企業への支援

- ・金融・経営相談窓口の設置
- ・県制度融資のセーフティネット資金において、新たに台風19号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を実施(一般枠)
- ・上記に加え、災害救助法適用市町村において、売上の減少など、経営安定に支障が生じている中小企業者への金融支援を追加(市町村認定枠)
- ・上記に加え、激甚災害法に基づく災害対象区域に指定された千葉県内の中小企業者への金融支援を追加(激甚災害枠)

〈商工労働部 経営支援課 043-223-2707〉

- ・被災企業に対する依頼試験手数料等の免除(産業支援技術研究所、東葛テクノプラザ)

〈商工労働部 産業振興課 043-223-2718〉

- (7) 観光施設の営業状況の公開(台風15号からの継続)

千葉県公式観光情報サイト「まるごとe!ちば」内に、「台風15号・19号の影響について」のページを開設し、調査により確認できた県内観光施設の営業状況・再開

情報を集約して掲載（千葉県ホームページのトップページにもリンク先を掲載）

〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

（８）観光PRイベント等の実施

市町村・観光事業者・ちばプロモーション協議会と連携し、都内での観光PRイベント（10/21～24）やJR駅頭における観光PRキャラバン（10/21）、宿泊料金割引による誘客プロモーション（10/21～）、千葉県観光商談会（10/25）を実施

〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

2. 公共土木施設の復旧

○県が管理する国道・県道の復旧状況（11月7日時点）

・台風19号

台風19号の影響により27路線36箇所が発生した全面通行止めについて、応急復旧を実施し11月7日までにすべて解消。

・10月25日の大雨

10月25日の大雨の影響により48路線84箇所が発生した全面通行止めについて、応急復旧を実施し11月6日までにすべて解消。

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

○利根川の水位上昇に伴う巡視活動の強化

利根川沿川では、水位上昇に伴う浸水が懸念されるため、利根川の水位や満潮位時刻を考慮し1日2回の巡視を実施。（10月13～16日）

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3149〉

○海岸への漂着物の撤去

台風19号により発生した海岸漂着物について、撤去作業を実施し、現在7海岸（※）10箇所のうち5箇所で撤去作業完了、5箇所で継続作業中。

なお、波打ち際に堆積した漂着物について、海へ再流出しないよう、波の影響がない位置まで移動済。

※ 木更津海岸、富津海岸、大佐和海岸、天羽海岸、白渚地区海岸、瀬戸地区海岸、南九十九里二号海岸

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○ダム貯水池の流竹木の撤去

10月25日の大雨により高滝ダム及び亀山ダムに漂着した流竹木について、撤去作業を実施し、11月8日に亀山ダム、11月10日に高滝ダムの作業を完了。

〈県土整備部 河川整備課 043-223-3165〉

○千葉港北袖ヶ浦地区への漂着物の撤去

千葉港北袖ヶ浦地区の漂着物について、撤去作業を実施し、10月30日（水）に作業完了。

〈県土整備部 港湾課 043-223-3858〉

○印旛沼水位上昇に伴う対応

10月25日の大雨による印旛沼の水位上昇に伴う漏水防止のため、大型土のう及び盛土による堤体補強等の応急対策を実施。

印旛沼の水位を低下させるため、大和田排水機場及び印旛排水機場の稼働による排水に加え、国の協力により印旛排水機場において排水ポンプ車4台で排水活動を実施。

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○排水ポンプ車の活用

10月25日の大雨により佐倉市の(一)鹿島川、大網白里市の(二)小中川周辺で発生した浸水域の解消のため、国の協力を得て排水ポンプ車計5台で排水活動を実施。

〈県土整備部 河川整備課 043-223-3165〉

○県管理河川における越水・内水

10月25日の大雨で発生した越水・内水による浸水は29日までにすべて解消。

越水を確認した箇所：19箇所

内水を確認した箇所：6箇所

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○被災者支援（※台風15号からの継続）

災害救助のための車両通行について、千葉県の有料道路の無料通行措置を実施。

【対象車両】

- ① 自治体が災害救助のために使用する車両
- ② 災害ボランティア車両

【対象路線】

千葉外房有料道路、東金九十九里有料道路、利根かもめ有料道路、
銚子連絡道路、九十九里有料道路

〈千葉県道路公社 043-227-9331〉

○道路占用料の免除

被災者の経済的な負担の軽減を図ることを目的として、災害復旧のための工事・作業に伴う道路占用料を免除する。

免除の対象とする占用物件

- (1) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- (2) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- (3) その他、道路占用料を免除することが適当であると認められるもの

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3135〉

3. 被災された方々へのA I（人工知能）を活用した情報提供について（※台風15号からの継続）

被災された方からの生活再建等に関するお問合せに24時間自動で対応するため、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との包括協定に基づく協力を得て、「LINE」上で、A Iが質問に回答するA Iチャットボットにより情報提供を行う。

〈総務部 行政改革推進課 043-223-2046〉

4. 被災者生活再建支援法の適用

台風15号及び19号により、全壊、大規模半壊等の被害があった世帯に対し、支援金を支給。

適用地域：県内全域

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

5. 住まいに関する支援

（1）被災家屋の修繕等に対する支援

①住宅の補修工事に関する情報提供（※台風15号からの継続）

被災した住宅の補修工事（ブルーシート張りを含む）が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

②被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅被害への支援

災害救助法による住宅の応急修理については、一部損壊のうち損害割合が10%以上の住宅も対象となり、30万円相当の支援が国から示された。さらに県の独自支援を加え、応急修理と合わせ上限50万円の支援を実施。

災害救助法の対象とならない半壊及び一部損壊については、国の交付金に県の独自支援を加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金として工事費の20%、上限50万円の支援を実施。

市町村においては住宅被害に係る支援制度の受付窓口等を10月29日から順次設置し受付を開始。（11月11日現在、28市町設置済）

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

③住宅被害相談窓口の設置（台風15号からの継続）

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、台風15号及び、台風19号及び10月25日の大雨の被災者向けの相談窓口を開設。

鋸南町	9月25日(水)～10月 1日(火)
	10月18日(金)～10月24日(木)
鴨川市、富津市、南房総市	9月28日(土)～10月 4日(金)
館山市	10月 2日(水)～10月 8日(火)
木更津市、君津市、袖ヶ浦市	10月 5日(土)～10月11日(金)
市原市、八街市	10月15日(火)～10月20日(日)

芝山町	10月23日(水)～10月25日(金)
成田市	10月30日(水)～10月31日(木)
茂原市	11月15日(金)～11月21日(木)
香取市	11月16日(土)～12月 1日(日)の土日
長柄町	11月16日(土)

今後、相談窓口を順次拡大していく。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

④被災住宅工事相談窓口の設置

一般社団法人全国木造建設業協会の協力を得て、住宅の修理を必要とする被災者に対して、見積作成や工事を請け負う業者を紹介する電話窓口を11月7日から設置。

また、南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町において、対面窓口を設置。

南房総市

11月11日(月)から毎週月曜日、水曜日

館山市、鴨川市、鋸南町

11月15日(金)から毎週火曜日、金曜日

〈県土整備部 住宅課 043-223-3195〉

(2) 住まいの提供

①賃貸型応急住宅（台風15号からの継続）

台風15号、台風19号及び10月25日の大雨で災害救助法が適用された41市町村で住宅に甚大な被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施。

10月10日(木)から募集を開始。11月11日現在、6件契約。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3228〉

②県営住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県営住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○県営住宅102戸（千葉地区7戸、東葛・葛南地区4戸、北総地区10戸、香取・海匝・山武地区15戸、君津・安房地区43戸、市原地区20戸、長生地区3戸）

11月11日現在、42戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

③県職員住宅の提供

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○矢作職員住宅（千葉市中央区）2戸

〈総務部 総務ワークステーション 043-350-2112〉

④県教職員住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県教職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受入れ開始：10月29日

○教職員住宅10戸（千葉市緑区3戸、南房総市7戸）

11月11日現在、千葉市1戸入居決定

南房総市5戸入居決定

〈教育庁 福利課 043-223-4125〉

⑤国家公務員宿舎の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた国家公務員宿舎の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○国家公務員合同宿舎20宿舎225戸

（千葉市28戸、習志野市46戸、船橋市1戸、松戸市8戸、柏市33戸、
成田市57戸、鎌ヶ谷市19戸、銚子市2戸、印西市21戸、木更津市10戸）

11月11日現在、15戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

⑥市町村公営住宅の提供（台風15号からの継続）

被災者を受け入れ可能な市町村公営住宅の情報を県ホームページ等で一括情報提供を行っている。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

⑦旅館・ホテルの提供（台風15号からの継続）

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を活用し、協力宿泊施設の情報を対象市町村に提供。

○利用対象者：高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方

○対象市町村に情報提供した協力宿泊施設数：67施設（11月11日時点）

○施設の提供内容：宿泊場所、食事及び入浴施設

○情報提供開始月日：9月13日

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2627〉

6. ボランティアセンターの開設（台風15号からの継続）

市町村災害ボランティアセンターの活動の後方支援等を行うため、千葉県社会福祉

協議会内に「千葉県災害ボランティアセンター」を開設

○開設日：9月12日

○災害ボランティアの受け入れ状況（11月12日18時時点）

- ・7市町でボランティアセンターを開設（千葉市、成田市、佐倉市、市原市、君津市、長柄町、長南町）
- ・県内で、延べ31,680人のボランティアが参加
〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

7. 寄附金の受入れ（台風15号からの継続）

本県への寄附を希望される方のため、株式会社トラストバンクとの協定に基づき、インターネットによる寄附金の受入れを開始。

○受入開始日：9月12日（10月31日 受入れ窓口を追加）

○寄付金サイト：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」令和元年台風15号災害支援・寄附、令和元年台風19号・21号災害支援・寄附

○千葉県への寄付額（11月13日15時時点）

台風15号 4,247件 / 71,187,904円

台風21号に伴う大雨 1,066件 / 20,379,689円

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

8. 災害義援金の募集（台風15号からの継続）

被災された方々への見舞金として、義援金の募集を開始。

○受入開始日：9月17日

○受付銀行：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

○県にお寄せいただいた義援金額（11月13日15時時点）

9,061件 / 1,037,102,003円

※この他、日本赤十字社、共同募金会でも災害義援金を募集している。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

9. 災害廃棄物処理実行計画の策定

早期の復旧・復興に向けて、県内で発生した災害廃棄物の処理が適正かつ・迅速に行われるよう必要な事項を定めた。

○策定日時：10月24日（木）

〈環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2645〉